

周産期(新生児)専門医 各位

日本周産期・新生児医学会  
専門医制度委員会  
委員長 楠田 聡  
副委員長 岩下光利

周産期(新生児)専門医更新用書類をホームページに掲載いたします。更新用申請書類は以下の4種類となっています。

1. 周産期(新生児)専門医更新用 申請書
2. 周産期(新生児)専門医更新用 実績報告書(施設別)  
\*実績報告書は施設別に記入
3. 周産期(新生児)専門医更新用 取得単位一覧表
4. 周産期(新生児)専門医更新用 学術集会参加証明書貼付用紙

専門医更新については以下を参照してください。

#### 第4章 専門医と指導医資格及び研修施設資格の認定更新 (総則)

第14条 本学会専門医と指導医及び研修施設は、認定を受けてからそれぞれ5年を経た時、認定更新の審査を受けなければならない。

2. 専門医更新を申請する時点で、継続して日本周産期・新生児学会の会員であり、会費を完納していること。
3. 専門医と指導医及び研修施設の資格更新には所定の条件を充たしていることが必要である。
4. 所定の条件のうち、評価の対象となる学術・研修活動歴の対象となる国内、国外の周産期関連学会、学術雑誌、その他の公的委員会、団体などは別に定める。

#### (専門医の更新申請資格)

第15条 以下の条件のすべてを充たしていること。

- (1) 通算5年間、周産期医療に従事し、診療実績報告書を提出していること。
- (2) 5年間に以下の項目の合計が50単位以上かつ必須項目の合計が25単位以上であること  
(\*:必須項目)。

##### 1) 発表10単位

周産期医学・新生児学関連の学術論文を、専門医制度委員会が認める査読制度のある学術雑誌に筆頭著者または corresponding author として発表。

##### 2) 発表5単位

① 周産期医学・新生児学関連の学術論文を、専門医制度委員会が認める査読制度のある学術雑誌に共著者として発表。

② 周産期医学・新生児学関連の学術論文を筆頭著者として発表。

##### 3) 参加5単位+筆頭演者として発表5単位

① 本学会の学術集会総会\*

- ② 周産期学シンポジウム\*
  - ③ 本学会が主催する教育関連セミナー \*
  - ④ 日本未熟児新生児学会
  - ⑤ 日本未熟児新生児学会教育セミナー
  - ⑥ 国際学会(周産期に関連する演題について、筆頭演者として発表した場合)
    - 4) 参加 2 単位 + 筆頭演者として発表 2 単位
    - 施設認定委員会が承認した地域の研究会
    - 5) その他の学会については施設認定委員会に申請の上審査する.
- (3) 資格更新試験に合格していること.

(専門医の更新申請資格の特例)

第 16 条 やむを得ない事情で第 15 条の資格更新基準を充たすことができなかつたため、専門医の資格を喪失した者が、その後の研修により同条の基準に該当するに至つたと専門医制度委員会が認めた時は、学会は当該者の資格喪失はなかつたものとみなし、資格認定を更新することができる。